

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ナルス北城店
所在地 上越市北城町三丁目273番1 外
設置者 頸城自動車株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 計1,977平方メートル
(変更後) 計2,327平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・収容台数 164台
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・収容台数 120台
 - イ 荷さばき施設の面積
(変更前) 109.0平方メートル
(変更後) 72.0平方メートル
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・容量 計85.40立方メートル
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・容量 計38.88立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)・出入口の数 8箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)・出入口の数 7箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時00分から午後7時00分
(変更後) 午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日
2-(1)、(2) 令和6年11月27日
2-(3) 令和6年3月27日
- 4 変更の理由
老朽化した建物の改修工事に伴い、施設の配置と運営方法に変更が生じるため
- 5 届出年月日
令和6年3月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和6年4月12日から令和6年8月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp